

2020年3月12日
東京MOU事務局

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 条約要件の取扱いに関するPSC検査指針を策定

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大に伴い、海運業界では、IMO 関係条約に定められている検査、監査時期あるいはバラスト水処理装置の設置時期等の延期や ILO 海上労働条約に定められている雇入れ・雇止め期間の延期等を余儀なくされる事態が生じております。

このような状況に鑑み、東京MOUでは、これらの状況に対し現実的に対応する必要があるとの認識の下、加盟当局が協議の結果、統一的な対応を行うための指針（ガイダンス）を策定し、実施することとしました。

本指針では、個々の案件について関係寄港当局がケース・バイ・ケースで判断することを大原則としつつ、PSCにおいて、船舶側から COVID-19 感染症拡大に伴う乗員の雇入れ・雇止め期間や条約で定められた検査、監査時期等の延期を認めるよう要請された場合には、船主又はオペレーターに対し、当該船舶の旗国又は認定検査機関（必要な場合には関連する船員労働団体）がこれらの措置を認めていることの確認を求めることとしています。加えて、船主又はオペレーターに対し、今後の条約要件への適合に向けた計画や旗国又は認定検査機関による特別措置を認める書類の提示を求め、これらを基に現実的な措置を講じるか否かの判断を行うこととしております。なお、本指針では、IMO 関係条約に定められている検査、監査時期（バラスト水処理装置の設置時期を含む）の猶予期間については、当面、3カ月を上限としております。

本指針については、今後 IMO や ILO から指針が示される場合や COVID-19 をめぐる情勢の変化に応じ、見直しを行うこととしています。

<お問合せ先>

東京エムオウユウ事務局 久保田、寧（ニン）
電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2020年3月1日現在、以下の21の当局がメンバーとなっている。また、メキシコが準メンバーとなっているほか、6の当局及び9のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（A P C I S）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ベトナム
オブザーバー：北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、U S C G、I M O、I L O、パリM o U、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）、

ポート・ステート・コントロール（P S C）：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。